多摩商工会議所ニュース

アクティブ・ネクスト

THE TAMA CHAMBER OF COMMERCE & INDUSTRY

Vol.102
2021/October

Contents

日本商工会議所通常会員総会開催 P2
パートナーシップ構築宣言 P2
消費税のインボイス制度 P3
都内中小企業・小規模事業者向け支援施策のご案内 P4
日本商工会議所検定最優秀者表彰 P7

多摩商工会議所

多摩市豊ヶ丘周辺

第133回 日本商工会議所通常会員総会開催
攻めの感染対策と経済活動正常化へ向けて

9月16日、日本商工会議所通常総会がオンライン形式で開催され、全515全ての商工会議所から約1,000名が出席し、多摩商工会議所からは伊野会頭と須崎専務理事が出席いたしました。

冒頭の挨拶で日商の三村会頭は、ワクチン効果を踏まえた今後の社会経済活動について「国民や事業者が将来に希望を持てる、具体的な出口戦略が必要」と、科学的根拠に基づいた「攻めの感染対策」の必要性を強調されました。また「社会経済課題を解決すると同時に経済成長を実現することで、日本が再度強い豊かな国に生まれ変わらなければならない」と述べられました。

ポストコロナに向けた商工会議所の役割については、「デジタル活用による生産性向上」「事業再構築、取引適正化などを通じた付加価値の向上」「地域ぐるみの地方創生の推進」の3点の重要性を強調されました。

総会議事では「2020年度事業報告（案）」と「同収支決算（案）」が異議なく承認されました。

―東京都職域接種―
東京都「多摩地域中小企業ワクチン接種センター」の会員先行予約を実施しました

多摩商工会議所では、東京都と連携し、「多摩地域中小企業ワクチン接種センター」での東京都の職域接種において、多摩商工会議所会員事業所の優先枠として453名分のワクチンを確保していただき、7月20日より会員先行予約を受け付けました。

8月2日から9月末の期間、会員先行予約をいただいた事業所は、多摩センターペペリビルと産業サポートスクエアTAMAの2会場で2回の接種を終了することができました。

「パートナーシップ構築宣言」の登録企業数が1,500社を超えました
日本商工会議所が「パートナーシップ構築宣言」の専用ウェブサイトを開設

大企業と中小企業による「新たな共存共栄関係の構築」を図るため、昨年6月に創設され、官民挙げて取り組みを推進している「パートナーシップ構築宣言」の登録企業数が1,500社を超えました。

企業は「パートナーシップ構築宣言」を公表することにより、経営者と従業員との間や自社と取引先との間の認識の差異が解消され、法令違反の予防や信頼関係の強化、サプライチェーン全体の競争力向上などが期待できます。

あらゆる規模・業種の企業や個人事業主の方が宣言いただけます。

詳細は日本商工会議所ホームページ参照▶
https://www.jcci.or.jp/partnership/

消費税のインボイス制度 令和3年10月1日 登録受付開始

令和５年10月から適格請求書等保存方式（インボイス制度）が導入されます。

今年の10月1日から「適格請求書発行事業者」の登録申請の受付を開始しました。

ただし令和５年10月1日から制度を適用するためには、令和５年3月31日までに登録申請書を提出し、「適格請求書発行事業者」にならなければなりません。

例えば消費税率が10％であれば、1,000円の商品の仕入れ額は1,100円になります。これを2,000円で販売しようとすると税込み価格は2,200円になります。しかし、販売店は仕入れの際に100円を負担しているため、消費税を納税する場合は100円を控除し100円を納めることになります。

しかし、インボイス制度が導入されるとインボイスを発行できるのは「適格請求書発行事業者」のみとなります。登録されていない事業者から購入した場合、仕入税額控除の対象にはなりません。その場合、確定申告時に消費税の納税額が増加してしまいます。

「インボイス制度」ってナニ?

■売手である登録事業者は、買手である取引相手（課税事業者）から求められたときは、インボイスを交付しなければなりません（また、交付したインボイスの写しを保存しておく必要があります）。

■買手は仕入税額控除の適用を受けるために、原則として、取引相手（売手）である登録事業者から交付を受けたインボイスの保存（※）が必要となります。

（※）買手は、自らが作成した仕入明細書等のうち、一定の事項（インボイスに記載が必要な事項）が記載された取引相手の確認を受けたものを保存することで、仕入税額控除の適用を受けることもできます。

「インボイス」ってナニ?

売手が買手に対して、正確な適用税率や消費税額等を伝えるものです。具体的には、現行の「区分記載請求書」に「登録番号」、「適用税率」及び「税率ごとに区分した消費税額等」の記載が追加されたものを言います。

インボイスの記載事項

①適格請求書発行者の氏名又は名称及び**登録番号**
②取引年月日
③取引内容（軽減税率の対象品目である旨）
④税率ごとに区分して合計した対価の額（税抜き又は税込み）及び**適用税率**
⑤**税率ごとに区分した消費税額等**
⑥書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

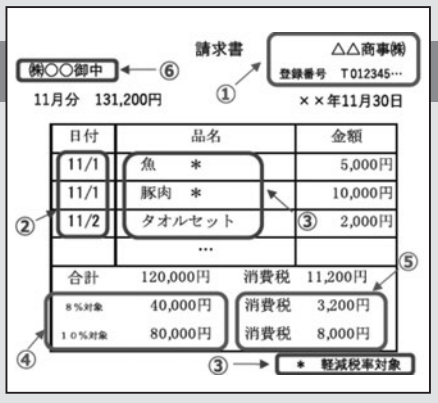

令和３年10月1日から最寄りの税務署で「適格請求書発行事業者」の登録申請を行うと、税務署で申請書類の審査を経て、「適格請求書発行事業者」に登録されます。「適格請求書発行事業者」になったことは、国税庁のホームページで公表されます。

【問合せ】軽減・インボイスコールセンター　TEL：0120-205-533
国税庁ホームページ　https://www.nta.go.jp
多摩商工会議所中小企業相談所　TEL：042-375-1211
全国どこからでも参加可能なオンライン無料説明会開催

◀インボイス制度特設サイト

説明会サイト▶

特集

都内中小企業・小規模事業者向け支援施策のご案内

新型コロナウイルス感染症により影響を受けている会員の皆様向けに国・東京都の施策をご紹介します。
多摩商工会議所ホームページでは、主な施策を一覧できるページも公開していますので、ご確認下さい。

国 中小法人・個人事業者のための「月次支援金」

緊急事態措置・まん延防止等重点措置の影響緩和

◆中小法人等：上限20万円 ／月　◆個人事業者等：上限10万円 ／月

申請期間

- 8月分 2021年9月1日～10月31日
- 9月分 2021年10月1日～11月30日

※原則、対象月の翌月から2ヶ月間を申請期間とします。

○2021年4月以降に実施された緊急事態措置またはまん延防止等重点措置に伴う、「飲食店の休業・時短営業」や「外出自粛等」の影響により、売上が50%以上減少した中小法人・個人事業者等に給付します。
○一時支援金未受給で、月次支援金を初めて申請される場合は、「登録確認機関による事前確認」が必要です。多摩商工会議所では登録確認機関として事前確認を行っており、会員の皆様は電話で事前確認を行うことができます。
○地方公共団体による対象月における休業・時短営業の要請に伴う「協力金」の支給対象となっている事業者は給付対象外です。

給付対象

❶と❷を満たせば、**業種／所在地を問わず** 給付対象となり得ます。

❶ 緊急事態措置又はまん延防止等重点措置に伴う**飲食店の休業・時短営業又は外出自粛等の影響を受けていること**※

❷ 緊急事態措置又はまん延防止等重点措置が実施された月のうち対象措置の影響を受けて月間売上が2019年または2020年の同じ月と比べて**50%以上減少**していること

※ 2021年4月以降に実施される対象措置に伴う要請を受けて、休業または時短営業を実施している飲食店と直接・間接の取引があること。または、これらの地域における不要不急の外出・移動の自粛による直接的な影響を受けている事業者が対象です。

多摩商工会議所▶
http://www.tamacci.or.jp
TEL：042-375-1211

◀月次支援金事務局
https://ichijishienkin.go.jp/
TEL：0120-211-240

都 「東京都 中小企業者等 月次支援給付金」

◆中小法人等：最大 上限60万円 ／月　◆個人事業者等：最大 上限30万円 ／月

申請期間

- 4・5・6月分 2021年7月1日(木)～10月31日(日)
- 7・8月分 2021年9月1日(水)～2022年1月14日(金)
- 9月分 2021年10月15日(金)～2022年1月31日(月)

○国の月次支援金に対して支給金額を加算（50%以上売上減少）するとともに、国の制度の対象要件を緩和し、支給対象を拡大（30%～ 50%未満の売上減少）して都独自に給付します。
○申請は、オンライン申請（東京都中小企業者等月次支援給付金ポータルサイト）または郵送申請です。
○地方公共団体による対象月における休業・時短営業の要請に伴う「協力金」の支給対象となっている事業者は給付対象外です。

支給額の内容

例えば、2019年5月の売り上げと比較して2021年5月の売上が、50%以上減少した中小企業等の場合、

国の月次支援金**20万円／月**の支給に加え、**東京都から5万円／月**を上限に支給し、**合計で最大25万円／月**を支給。

国の月次支援金の対象とならない、売上が30%以上50%未満に減少した中小企業等の場合、独自に**最大10万円／月**を支給。

酒類販売事業者は、支給額を拡充。

東京都中小企業者等
月次支援給付金ポータルサイト▶
https://tokyogetsuji.metro.tokyo.lg.jp/

東京都中小企業者等月次支援給付金
コールセンター
TEL：03-6740-5984

国 小規模事業者持続化補助金〈低感染リスク型ビジネス枠〉

◆補助率：3/4　◆補助上限額：100万円

申請期間

第４回	第５回	第６回
受付締切日 2021年11月10日	受付締切日 2022年1月12日	受付締切日 2022年3月9日

○小規模事業者の方が、コロナ対策として顧客や従業員等との接触機会を今よりも減らすために、新たなビジネスやサービス、生産プロセスを導入する取り組みを支援します。
○申請は、電子申請でのみ受け付けます（Jグランツ）。

補助対象となる経費は？

①機械装置等費
②広報費
③展示会等出展費
（オンラインによる展示会等に限る）
④開発費
⑤資料購入費
⑥雑役務費
⑦借料
⑧専門家謝金
⑨設備処分費
⑩委託費
⑪外注費
⑫感染防止対策費（換気設備、アクリル板、マスク等）※

※感染防止対策費は、補助金の1/4まで経費として認められます。
（例：補助金100万円の申請の場合、そのうち25万円まで可）

実際にどんな事業が採択されたの？

- ■ キッチンカー導入による地元食材を使ったカレーのテイクアウト販売
- ■ 地場野菜・銘菓が買える看板型自動販売機による非対面販売事業
- ■ 自動セルフチェックインシステム機の設備導入による旅館業の低感染経営
- ■ 新規事業としてのオンライン美容カウンセリングのwebシステム導入
- ■ 無観客イベントが可能なオンライン配信サイト構築
- ■ カフェテーブル席の個室化のための店舗改装
- ■ 店内商品をネットで販売するためのＥＣサイト構築
- ■ オンライン英会話レッスン講座新設のためのwebサイト構築　など

持続化補助金低感染リスク型コールセンター▶
https://www.jizokuka-post-corona.jp
TEL：03-6731-9325

国 新型コロナウイルス対策マル経融資

○「マル経融資」とは、商工会議所の推薦に基づき、無担保・保証人不要で融資される国（日本政策金融公庫）の制度です。
○新型コロナウイルス対策マル経融資をご利用され、一定の要件を満たす場合、特別利子補給制度により当初３年間実質無利子になります。（新型コロナウイルス対策マル経融資は2021年12月末までです。）

【お申込･お問合せ】
多摩商工会議所中小企業相談所
TEL：042-375-1211

	マル経融資（通常枠）	新型コロナウイルス対策マル経融資〈別枠〉
対象 ※その他要件あり	従業員20人以下（宿泊業と娯楽業を除く商業･サービス業5人以下）の法人･個人事業主の方	左記に加え、最近1か月等の売上高または過去6か月（最近1ヶ月を含む）の平均売上高が前3年のいずれかの年の同期と比較して5%以上の減少
限度額	2,000万円　最低限度額10万円	1,000万円　最低限度額10万円
返済期間	運転資金7年以内、設備資金10年以内	
金利（10月1日現在）	1.21%	左記より当初3年間は0.9%引き下げ 0.31%

東京都最低賃金1,041円に改正

東京都最低賃金（地域別最低賃金）は令和３年10月１日から時間額 1,041 円に改正されました。

都内で労働者を使用するすべての事業場及び同事業場で働くすべての労働者（都内の事業場に派遣中の労働者を含む）に適用されます。

最低賃金の引上げに向けた環境整備のための支援策として、「業務改善助成金」等各種助成金制度を設けています。

■東京労働局労働基準部賃金課
TEL:03-3512-1614（直通）
■東京働き方改革推進支援センター
TEL:0120-232-865

最低賃金に関する特設サイト▲
（厚生労働省ホームページ）

業務改善助成金について

「業務改善助成金」は、最低賃金引上げに対する主な支援策です。10月１日より要件が緩和され、運用が改善されました。中小企業や小規模事業者が生産性向上のための設備投資（機械設備、POS システム等の導入、コンサルティング導入や人材育成・教育訓練）などを行い、事業場内最低賃金を一定額引き上げた場合、その費用の一部を助成します。

■業務改善助成金コールセンター
TEL:03-6388-6155

◀業務改善助成金
（厚生労働省ホームページ）

活用事例▶
（コロナ禍における効果的な取組）

一人でも雇ったら入ろう労働保険

11月は「労働保険未手続事業一掃強化期間」です。従業員を１人でも雇用している事業主は、労働保険（労災・雇用）の加入が義務付けられています。従業員が安心して働けるように、労働保険の加入手続きがお済みでない事業主の皆さまは、加入手続きをお願いします。

多摩商工会議所では、厚生労働大臣の認可を受けた「労働保険事務組合」として、煩雑な労働保険の事務手続きを代行していますので、お気軽にお問合せ下さい。

■多摩商工会議所労働保険事務組合
TEL:042-375-1211
■ハローワーク府中雇用保険適用課
TEL:042-336-8617

商工会議所共済「ベストウィズクラブ」キャンペーン実施中

多摩商工会議所では、共済事業「ベストウィズクラブキャンペーン」を10月～11月に実施します。「商工会議所福祉制度」を会員の皆様にご理解いただき、会員事業所の福祉向上にお役立ていただくことを主な目的としています。

「商工会議所福祉制度」は、経営者・役員の皆さまの保障や退職金準備他、入院、介護、老後に備えた様々な保障ニーズにお応えするものです。

商工会議所職員とアクサ生命保険㈱の担当者がお伺いさせていただきますので、ぜひよろしくお願いいたします。

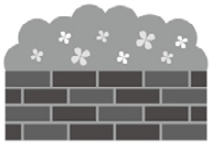

多摩市「食べきり協力店」登録店舗募集

ご協力をお願いします

多摩市では、食品ロス（まだ食べることができるにも関わらず廃棄されている食品）を減らすために、市と食品ロスの削減に取り組んでいただけるお店を「多摩市食べきり協力店」として募集します。

登録店舗は、多摩市の公式ホームページにお店の紹介を掲載するほか、「あらいぐまラスカル」のイラスト入りポスターや、三角柱ポップやマスクなど啓発物をお渡しします。

食品ロスをなくしましょう

■対象の店舗
市内の飲食店・宿泊施設、食品小売店
■申込・問合せ
多摩市役所環境部ごみ対策課　TEL：042-338-6836

■登録の要件
以下のどれか一つでも当てはまれば「多摩市食べきり協力店」に該当します
○小盛もしくはハーフサイズメニューの設定
○適量注文の声掛け　○持込容器の対応
○3010運動（宴会時における最初の30分及び最後の10分は席に戻って食事タイム）の働きかけ
○食べ残した食品の持ち帰り
○賞味・消費期限の近い食品の割引販売
○苦手な食べ物、アレルギーの事前確認
○ばら売り、量り売り　○フードバンク等への協力

日本商工会議所検定 2020年度試験 最優秀者表彰
第157回1級簿記検定最優秀者は多摩で受験

日本商工会議所では、9月8日に、2020年度の商工会議所検定のうち「日商簿記検定」「リテールマーケティング（販売士）検定」「日商ＰＣ検定」の最優秀者５人を決定しました。

最優秀者表彰は、1976年から毎年実施しており今回で45回目。3検定の1級（最上級）合格者を対象に、最高得点の合格者を最優秀者として表彰しており、日商簿記検定1級は、第156回の富澤拓也氏と第157回の下田弘規氏の2人が表彰されました。

第157回1級で最優秀者として表彰された下田氏は、多摩商工会議所管内の会場で受験され合格されました。おめでとうございます。

◆第156回1級（2020年11月15日）　受験者数8,553人　合格者数1,158人　合格率13.5%
◆第157回1級（2021年2月28日）　受験者数6,351人　合格者数　502人　合格率　7.9%

下田弘規氏（東京都在住）　第157回1級日商簿記検定　最優秀者表彰インタビュー

下田さんは、元々 20年6月の1級試験を受験する予定でしたが、新型コロナウイルス感染症の影響で中止となり受験できず、また、11月試験も定員オーバーのため受験できませんでした。そうした逆境を力に変え、21年2月施行の第157回試験において、最も優秀な成績で、見事1級に合格されました。

受験対策としては、専門学校の通信講座を受講しながら、市販の問題集や過去問題も活用し、理解を深めたとのこと。通信講座は、自分の都合に合わせてスケジュールを組むことができるため、効率的に学習を進めることができたそうです。

また、「問題集は偏りが生じないよう、専門学校をはじめ資格の学校が発行しているものを幅広く用意し、何度も繰り返し解くことで、知識を深めると同時にスピードを身に付けていきました」と語る下田さん。

毎日の学習では「今日は何時間勉強する」と具体的に目標を立てて取り組まれたそうですが、長時間の勉強が続いた時などは体調を崩すこともあり、体調管理には苦労されたとのこと。また、20年6月試験の中止により受験までの期間が予定より延びたことで、「数カ月にわたり知識を維持する必要が生じたことも負担になった」そうです。

資格は取得するだけでなく、実務を知り活用していくことが大切であると話す下田さんは、「日商簿記1級合格のための学習を通じて、高度な会計知識を得ることができたことが一番の成果だ」と、力強く語ってくださいました。

日商簿記検定試験（統一試験）　後期日程

回	級	試験日	受付期間	受験料（税込）
第 159 回	1～3 級	2021 年 11 月 21 日（日）	10 月 5 日（火）～ 10 月 25 日（月）	1 級：7,850 円 2 級：4,720 円 3 級：2,850 円
第 160 回	2・3 級	2022 年 2 月 27 日（日）	1 月 11 日（火）～ 1 月 31 日（月）	

日商簿記検定試験　団体試験のご案内

日商簿記検定２級３級は、年３回の「統一試験」に加え７月より「団体試験」がスタートしました。「団体試験」は、ご希望の日時に、ご都合の良い場所（学校の教室や企業の研修室など）にお伺いして、日商簿記検定２級３級（ペーパー試験）を実施するものです。

企業の研修スケジュールや、学校の授業の進捗に合わせた試験の施行が可能なため、企業・教育機関、受験生双方にとって大きなメリットがあります。「社員教育の一環として実施したい」「簿記検定取得を奨励したい」など簿記学習を推進する企業・教育機関におすすめです。詳細はお気軽に多摩商工会議所までお問合せ下さい。

■申込・問合せ
多摩商工会議所　TEL:042-375-1211

商工会議所 LOBO（早期景気観測） 2021年9月結果

業況DIは、緊急事態宣言延長の影響が続き、悪化
先行きは、日常生活回復への期待感も、厳しさ続く

◇全産業合計の業況DIは、▲33.2（前月比▲3.8ポイント）

・緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の期間延長に伴う、営業制限、イベント中止等の影響が続く中、客足が遠のく飲食・宿泊などのサービス業や小売業が悪化した。また、製造業では、半導体不足や東南アジアでの感染拡大を背景とする部材調達難など生産活動への影響を指摘する声が聞かれた。公共工事に下支えされた建設業は底堅いものの、鉄鋼や木材などの原材料価格の上昇、天候不順による野菜価格の上昇が業況の押し下げ要因となるなど、中小企業の景況感は一段と厳しい状況にある。

◇先行き見通しDIは、▲31.0（今月比+2.2ポイント）

・ワクチン接種の進展に伴い、政府から日常生活回復の方針が示され、経済活動正常化への期待感が広がっている。一方、当面の間は感染対策が求められ、受注・売上減少や客足回復の遅れが継続することから、経営への影響を不安視する声は多い。さらに、半導体不足や部材調達難を受けての生産調整、原材料価格上昇分の価格転嫁の遅れ、最低賃金引き上げに対応しての人件費の上昇などもあり、中小企業の先行きへの見通しは、厳しい見方が続く。

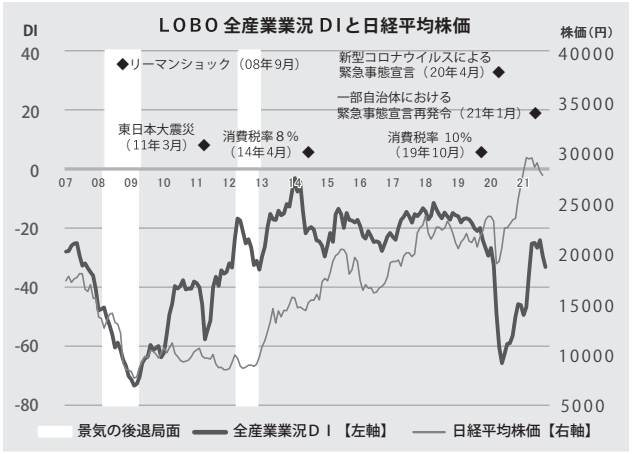

業況DI（※DI＝「好転」の回答割合－「悪化」の回答割合）

	2020年	2021年						先行き見通し
	9月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10～12月
全産業	▲ 56.5	▲ 25.3	▲ 25.0	▲ 26.7	▲ 24.1	▲ 29.4	▲ 33.2	▲ 31.0
建設	▲ 30.7	▲ 15.5	▲ 18.9	▲ 19.8	▲ 18.2	▲ 20.9	▲ 18.7	▲ 19.9
製造	▲ 68.3	▲ 24.1	▲ 15.0	▲ 14.6	▲ 9.7	▲ 12.5	▲ 18.1	▲ 22.2
卸売	▲ 51.2	▲ 27.0	▲ 23.9	▲ 25.8	▲ 28.3	▲ 30.7	▲ 35.0	▲ 29.5
小売	▲ 52.5	▲ 23.5	▲ 31.6	▲ 41.8	▲ 37.6	▲ 44.4	▲ 48.0	▲ 40.2
サービス	▲ 67.8	▲ 33.5	▲ 33.5	▲ 30.6	▲ 28.9	▲ 37.9	▲ 43.8	▲ 39.6

業種別の動向

前月と比べたDI値の動き　↗ 改善　→ ほぼ横ばい　↘ 悪化

↗ 建設業

木材・鉄鋼などの資材価格上昇の影響が続く中でも、防災・減災を中心とした公共工事の下支えが続くほか、住宅関連の民間工事が持ち直し、改善。

・「防災・減災の土木を中心とした公共工事の受注により売上を確保しているものの、木材や鉄鋼などの資材価格上昇が収益を圧迫している」（一般工事業）
・「設備投資関連の受注減が続く中、最低賃金の引き上げや労働時間上限規制への対応を迫られ、雇用環境は厳しい状況」（職別工事業）

↘ 製造業

鉄鋼などの原材料価格上昇による収益圧迫の影響が続くほか、自動車関連では車載向け半導体の不足や新型コロナウイルス感染拡大による東南アジアからの部材調達難に伴う生産への影響が続き、悪化。

・「電子部品や鋼材の調達が困難になっていることに加え、仕入れ価格の上昇が続いている。取引先への販売価格転嫁の交渉に向け、従業員教育に力を入れていく予定」（特殊産業用機械製造業）
・「前年同月と比べて売上は改善しているものの、原材料の高騰が著しく、販売単価への転嫁が追い付かない」（水産食料品製造業）

↘ 卸売業

生産調整が続く自動車関連の製造業、木材などの資材供給が停滞する建設業関連の売上が減少したことに加え、天候不順による生育不良から一部で価格上昇が見られた農産物関連が全体を押し下げ、悪化。

・「夏の天候不順による生育不良から、じゃがいもなどの北海道産野菜や葉物野菜の価格が上昇しており、引き合いが鈍い」（農産物卸売業）
・「ウッドショックや東南アジアの新型コロナウイルス感染拡大による資材の入荷遅れから、売上は悪化」（建築材料卸売業）

↘ 小売業

内食需要による飲食料品等の売上は堅調に推移するものの、緊急事態宣言等の延長に伴う外出自粛が続いたことに加え、一部農産物や食料品の仕入れ価格上昇による収益圧迫が押し下げ要因となり、悪化。

・「都市部の緊急事態宣言の延長に伴い、飲食店向けの需要低迷が続くほか、イベントや冠婚葬祭の自粛・規模縮小による売上減が続いている」（酒類小売業）
・「内食需要による売上は堅調。ただし、地域の感染拡大により折込チラシでの販促を停止するなど、大規模な販促イベントを自粛している」（総合スーパー）

↘ サービス業

デジタル投資の需要が続くソフトウェア業は堅調な一方、緊急事態宣言等の延長による営業制限やイベント・外出自粛の動きから客足が落ち込む飲食・宿泊業が全体を押し下げ、悪化。

・「県の要請に従い、19時までの酒類提供と20時までの営業を行っているが、来店客数が落ち込んでおり、売上は前年同月比50%の悪化となった」（飲食業）
・「緊急事態宣言の対象地域となったことから、低稼働ではあるものの売上を確保できていた宿泊の利用客が激減した。ホテル内レストランの営業を1カ所のみとし、人件費等のコスト削減を図っている」（宿泊業）

デジタル活用による儲かる経営づくり

小売店が毎日タブレットをのぞき込むワケ

「軽減税率対策補助金」の話題が記憶に新しい。消費税率の異なる会計を楽に行うことを目的とし、タブレットレジ・POSレジの導入も補助対象だった。当社への問い合わせも急増し、20台以上の導入支援を行った。

キャッシュレス決済との連携も可能であり、POSレジひとつで小売ビジネスのデジタルトランスフォーメーション（DX）は一気に進めることができる。しかし、目先の“補助金”が目的となってしまい、「補助金があるから導入したい」という問い合わせが大半だった。

しかし、私は粘り強く訴えた。「たかがレジ、されどレジ」「小売店の心臓部分に関わる重要なデジタルツールなんです」「活用すれば、売上アップやコスト削減まで狙えるんです」と。

デジタルの価値は、使ってみれば分かる。つまり、使わなければその価値は分からない。とある土産品店S店も、最初はその価値を深く理解しないままレジ導入を検討していた1社だ。

S店は大量の土産品を販売している。アイテム点数は500以上。取り扱いをやめたものを含めれば、1,000点以上のアイテム数だ。ここで問題が出てくる。どの商品が売れ筋なのかが分からないのだ。

売り場に立つ従業員からの意見はバラバラだった。「これが売れている」と言う人もいれば、「そんなことはない」と言う従業員もいた。結果、本当に売れているものは何なのかが判断できず、商品の入れ替えができないままずるずると時間が過ぎていた。

そんな中、S店が導入したのは、リクルートが開発している「Airレジ」という、タブレットを活用したPOSレジだ。店舗が広いため、合計で6台のAirレジを導入した。

今まではレジ毎の売上を紙出力し集計していたが、同レジの導入によって、クラウド上で集約して確認することができる。これだけでも随分ミスと負担が減少した。

同時に、死に筋の把握にもメスが入った。今までのレジは「お会計をする」ための仕組みに過ぎなかった。それが現在で

は膨大な商品1点1点の売れ行きをリアルタイムに、その日のうちに把握できる。月末の棚卸を待つ必要はない。

「売れている」という誤認識は、土産品店ではよく発生する。友人が何かお土産を買うと、連れ添いの人にも芋づる式に売れることが多い。スーパーなどと違い、誰かと一緒に購入するという特殊性がある。その結果、スタッフは「この商品は売れているのでは！」と錯覚してしまうのだ。

しかし、Airレジのデータは嘘をつかない。データに基づいて死に筋商品の仕入れを減らし、売れ筋商品はポップを工夫したりしてもっと売れるように努力する。これだけで利益率はぐんと改善した。

後日S店に伺った際に、何の機能が助かったかと聞いたら、「売れ筋が分かることだ」と断言された。最初は補助金ありきでの導入だったが、今では毎日数字を見る癖がついた、と笑顔が溢れる。頼れる背中に見えた。

POSレジは、飲食・小売にすさまじいイノベーションを起こす可能性を秘めている。商品別・時間別売上の分析や在庫管理機能まで搭載されたものもあり、アナログなやり方を改善できなかった店舗は、効率化が一気に進むはずだ。

小さいことからコツコツと。小さなデジタル変革を積み重ねていこう。

（つづく株式会社社長　井領 明広）

多摩センターイルミネーション2021

多摩センターの冬の風物詩「多摩センターイルミネーション」が今年も開催されます。昨年同様、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、点灯式や十字路でのイベントはありませんが、センターランドツリーやクスノキイルミネーション、光の水族館、トピアリー、サンリオキャラクターイルミネーションなど、鮮やかなイルミネーションが多摩センターの夜を楽しく彩ります。

★期　間　令和3年10月22日(金)～令和4年2月28日(月)
　　光の水族館、トピアリー、サンリオは1月10日まで
　　センターランドツリーは11月3日～12月25日
★時　間　16:30～22:30(状況によっては21:00まで)
　　(サンリオは21:30まで予定)
★会　場　多摩センター駅パルテノン大通り他
★主　催　多摩センターイルミネーション実行委員会
　　(実行委員長:多摩商工会議所会頭)
★問合せ　多摩センターイルミネーション実行委員会事務局
　　TEL:090-8946-9909

「多摩市観光まちづくり交流協議会」公式Instagram

「多摩市観光まちづくり交流協議会」公式 Instagram(インスタグラム)が開設されました。
いろいろな目線で多摩市の魅力を発信していきます。
あなたの好きな「多摩市」がきっと見つかる!!
みなさまからの“フォロー”&“いいね”をお待ちしております。

https://www.instagram.com/tamashi.youkoso_ttacc/?hl=ja

多摩市観光まちづくり交流協議会とは

多摩市にゆかりのある17の会員企業・団体が参加(多摩商工会議所は副会長)。産学官民が連携して、多摩市の魅力向上や来街者の増加等に向けた協議や取り組みを実施しています。

「基礎からわかるインボイス」「ウィズコロナの法律知識」「テレワーク導入・活用と労務管理のポイント」窓口で配布中

多摩商工会議所では、「基礎からわかるインボイス」「ウィズコロナの法律知識」「テレワーク導入・活用と労務管理のポイント」の冊子を、窓口で配布しています。

「基礎からわかるインボイス」では、10月1日からスタートしたインボイス発行事業者の登録制度や、インボイス制度の仕組み、事業者が対応すべき手続き等について、イラストや図で分かりやすく説明しています。最新情報をぜひお役立て下さい。問合せは多摩商工会議所まで。